

○幸田町遺児家庭扶助費支給要綱

昭和57年

第5号

改正 昭和59年第7号

平成3年第45号

平成12年第3号

平成14年第29号

幸田町遺児家庭扶助費支給要綱（昭和48年幸田町要綱第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、父又は母が欠けたことにより遺児及びその家庭が被る心労をやわらげ遺児の健全な育成がなされ、その家庭の福祉が増進されることを目的とする。

（支給要件）

第2条 幸田町遺児家庭扶助費（以下「扶助費」という。）は、町内に住所を有する父若しくは母又は父母以外の養育者が、次に該当する児童を監護又は養育するときに、その者に支給する。

（1） 町内に住所を有する義務教育終了前である児童

（2） 愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第2条に該当する児童

（申請）

第3条 前条規定に該当する者が扶助費の支給を受けようとするときは、幸田町遺児家庭扶助費申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

（決定）

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、児童委員等の意見を聴いて審査決定しその旨を幸田町遺児家庭扶助費支給決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（扶助費の支給）

第5条 町長は、前条の規定により決定した者に対し、予算の範囲内において扶助費を支給する。

2 扶助費の支給は、第3条の規定による申請を受け付けた日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 扶助費の額は、遺児1人につき月額3,500円とする。ただし、両親が欠けた場合は、遺児1人につき月額4,000円とする。

4 扶助費は、9月及び3月にその月までの分を支払う。ただし、支給すべき事由が消滅した場合については、支払月でない月であっても支払うことができる。

5 扶助費の支払をしたときは、幸田町予算決算会計規則（昭和41年幸田町規則第5号）で定める様式により通知する。

（住所、氏名等の変更及び遺児変動の届出）

第6条 扶助費の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、住所、氏名若しくは支払を受ける金融機関を変更したとき、又はその監護し、若しくは養育する第2条に定める児童に変動が生じたときは、30日以内に、住所・氏名・支払金融機関変更・遺児変動届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（受給資格喪失の届出）

第7条 受給者は、第2条の規定による支給要件に該当しなくなったときは、30日以内に遺児家庭扶助費受給資格喪失届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（受給資格喪失の通知）

第8条 町長は、受給者について第2条の規定による支給要件が消滅したときは、幸田町遺児家庭扶助費受給資格喪失通知書（様式第5号）により通知する。

（支給の制限）

第9条 町長は、受給者が遺児の監護又は養育を著しく怠っていると認める場合は、その間のその者に対する扶助費の全部又は一部を支給しないことができる。

（未支払の扶助費）

第10条 町長は、受給者が死亡した場合においてその者に支払うべき扶助費で支払っていないものがあるときは、当該受給者を監護し、若しくは養育していた第2条に定める要件に該当する児童又はその児童を監護し、若しくは養育する者にその未支払の扶助費を支払うことができる。

（不正利得の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により扶助費の支給を受けていた者があるときは、その者に既に支給された扶助費の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この要綱は昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年第7号）

この要綱は昭和59年5月7日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成3年第45号）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年第3号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年第29号）

この要綱は、平成14年1月4日から施行する。